明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第十五条及び第二十四条の政令で定める日を定める政令（三四九）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇**持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第十五条及び第二十四条の政令で定める日を定める政令**（政令第三四九号）（内閣官房）

1　持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二五年法律第一一二号）第一五条及び第二四条の政令で定める日は、それぞれ令和三年一二月三一日とすることとした。（本則関係）

2　社会保障制度改革推進会議令（平成二六年政令第二〇九号）及び社会保障制度改革推進本部令（平成二六年政令第二一八号）を廃止することとした。（附則第二項関係）

3　社会保障制度改革推進会議の委員の任期に関する経過措置を設けることとした。（附則第三項関係）

4　その他所要の改正を行うこととした。（附則第四項関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和四年一月一日から施行することとした。

政　令

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第十五条及び第二十四条の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十九号

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第十五条及び第二十四条の政令で定める日を定める政令

内閣は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第十五条及び第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第十五条及び第二十四条の政令で定める日は、それぞれ令和三年十二月三十一日とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、令和四年一月一日から施行する。

（社会保障制度改革推進会議令及び社会保障制度改革推進本部令の廃止）

2　次に掲げる政令は、廃止する。

一　社会保障制度改革推進会議令（平成二十六年政令第二百九号）

二　社会保障制度改革推進本部令（平成二十六年政令第二百十八号）

（社会保障制度改革推進会議の委員の任期に関する経過措置）

3　前項（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の施行の日の前日において社会保障制度改革推進会議の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の社会保障制度改革推進会議令第一条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

4　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、社会保障制度改革推進本部」及び「、社会保障制度改革推進会議」を削る。

内閣総理大臣　岸田　文雄